

保護者 様

鯉沢中学校 学校長

生徒の出席停止について（通知）

この度、感染症に罹患したという連絡を受けましたので、学校保健安全法第19条の規定により出席停止をお知らせします。出席が可能になるまで、ご家庭において充分休養されますようお願いいたします。

再登校の際には、医師の証明による『登校届』を記入し、学校に提出して下さい。

病名と出席停止の期間		
	病名	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア、コンゴ出血熱、パスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症後5日を経過し、解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、全身の症状が良好になるまで
	風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	医師が感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
第三種	腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症 伝染性紅班（リンゴ病）、溶連菌感染症、ウィルス性肝炎、手足口病、マイコプラズマ感染症、ヘルパンギーナ、流行性嘔吐下痢症、アタマジラミ、伝染性軟属腫（水いぼ）、伝染性膿痂疹（とびひ）	医師が感染のおそれがないと認めるまで

< 登校届 >

主治医 様 本校生徒の診断をお願いいたします。

病名：

出席停止期間を経過しましたので令和 年 月 日より登校を許可します。

令和 年 月 日

医療機関名

